

令和5年度 住民税申告日程表

受付時間

午前… 9時～11時30分
午後… 13時～15時30分

※ただし、日出公民館、五ヶ所公民館、秋元公民館については、9時30分～11時30分、13時～15時となります。

月日(曜日)	申告地区		会 場
	午 前	午 後	
2月 2日 (木)	★この日は、事前予約制となります。 <u>給与・年金所得(障がい年金等非課税年金を含む)だけ</u> の方が対象(例※扶養・生命保険料控除適用だけ) 【予約方法】 税務課 町民税係 ☎0982-73-1201		高千穂町役場
3日 (金)			
6日 (月)			
7日 (火)			
9日 (木)	日出(9:30～11:30)※	日向(13:00～15:00)※	日出公民館
10日 (金)	笹の戸・土呂久	五ヶ村・黒原	天岩戸出張所
13日 (月)	上永の内・東岸寺	下永の内・立宿	
14日 (火)	野方野	上寺・大平	
15日 (水)	秋元(9:30～11:30)※	黒仁田・石原・水ヶ崎・尾狩 (13:00～15:00)※	秋元公民館
16日 (木)	黒口	上野	上野出張所
17日 (金)	玄武	下野東	
20日 (月)	下野西	下組	
21日 (火)	五ヶ所(9:30～11:30)※	五ヶ所(13:00～15:00)※	五ヶ所公民館
22日 (水)	城山・奥鶴	下河内・高岩	田原出張所
24日 (金)	馬場・中西	下田原	
27日 (月)	河内	上田原	
3月 2日 (木)	中川登	下押方	高千穂町 自然休養村 管理センター
3日 (金)	山附	浅ヶ部	
6日 (月)	上押方・芝原西	下川登	
7日 (火)	片内・五ヶ村東	町区	
8日 (水)	上川登・芝原東	三田井東	
9日 (木)	大野原・跡取川	神殿	
10日 (金)	椎屋谷・丸小野	三田井北	
13日 (月)	五ヶ村西・三原尾野	本組	

- 2月2・3・6・7日は、事前予約制となっており、予約された方のみ(※給与・年金所得(障がい年金等非課税年金を含む)だけの方が対象)となります。予約されていない方は受け付けできませんのでご注意ください。
予約方法は、税務課窓口にお越しになるか税務課(☎0982-73-1201)にご連絡ください。
- 感染症対策のため、マスク着用と黒ボールペンの持参をお願いします。また、体調のすぐれない方はご来場をお控えください。
- 決められた日に申告ができないときは、別の日にすることがありますが、できるだけ割り当てられた日時にお越しくださいますようご協力をお願いします。(すべての日程において全地区対応は可能です。)
- 税務課窓口での申告は受け付けておりませんので、申告会場へお越しください。
- 時間帯や混み具合によってはお待ちいただくことがありますので、時間に余裕を持ってお越しください。

2月2日から3月13日は 住民税の申告相談と所得税の確定申告期間です

お問い合わせ

税務課 町民税係 ☎73-1201

申告をしなければならない人

令和5年1月1日現在、高千穂町に居住していた人で、次のいずれかに該当する人

- ①給与支払報告書の提出のない会社・事務所・商店等の給与所得者
- ②農業・営業・不動産・その他の所得のあった人

※生産物を出荷せず収入がなくても、稲作等をしている人は申告する必要があります。(自家用の米も収入とみなされるため)

- ③土地・建物・山林等を売却した人
- ④2種類以上の所得のある人(給与と年金、給与を2か所以上から受けているなど)
- ⑤生命保険の満期等で一時所得のあった人
- ⑥所得はなかったが所得証明等の必要な人
- ⑦障がい年金や遺族年金などは非課税ですが、税務課で金額が分からないため、申告してください。

申告をしなくてもよい人

- ①所得が給与所得のみで年末調整が済んでいる人
- ②他の所得者の扶養控除の対象となる人
- ③青色申告等、所得税の確定申告をする人

申告をすれば税金が戻る人

- ①源泉徴収された税金が納め過ぎになっている人(年末調整が済んでいない人や扶養控除等の控除を新たに受ける人など)。

申告相談に必要なもの

- ①黒ボールペン(感染症対策のためご持参下さい)
- ②印鑑(本人が署名する場合は不要)
- ③所得のわかるもの

事業所得(農業を含む)がある人

収支が分かる帳簿、領収書、出荷証明など(牛飼養農家は「肉用牛管理調査表」)。

※平成26年1月から農業を含む事業を行うすべての人は、記帳が義務付けられています。申告の際、帳簿をご持参ください。

年金を受給している人

非課税の障がい年金や遺族年金受給者は、年金振込通知などの金額のわかるもの

賃金をもらった人

給与の源泉徴収票又は賃金支払証明書

その他の収入がある人

収入のわかる書類等

- ④国民年金や農業者年金の領収書又は支払いに関する証明書、生命保険・共済掛金、地震保険料等の証明書
- ⑤その他、各種控除を受ける方は控除を受けるのに必要な領収書や証明書
- ⑥マイナンバーカード又は通知カード
- ⑦身分証明書
- ⑧税務署から「利用者識別番号」の用紙が届いた方はその用紙

お金のPe-TAX
所得税等の確定申告書は、ご自宅から国税庁ホームページを利用して作成し、パソコンやスマートフォンによるPe-TAXで申告することができます。

特に、給与所得のほか、年金収入や副業等の雑所得がある方などは、スマホ専用画面をご利用いただくことができます。

スマホからPe-TAXで申告するために、次のいずれかの方法がおすすめです。

①マイナンバー方式
「マイナンバーカード」と「マイナンバー読み取り機能を搭載したスマホ」をお持ちの方は、マイナンバーカードの電子証明書を読み取って、スマホ専用画面からPe-TAXで送信できます。

②ID・パスワード方式
事前に税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行される「IDとパスワード」があれば、スマホ専用画面からPe-TAXを送信できます。

☎ 0982・32・3301
税務課 町民税係
☎ 0982・32・3301

新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いいたします。